

牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

現行		改正案	
別表（第5条、第7条、第16条関係）		別表（第5条、第7条、第16条関係）	
第1 一般基準（略）		第1 一般基準（略）	
第2 個別基準		第2 個別基準	
1 住宅地		1 住宅地	
住宅地（常時居住の用に供する住宅で、集合住宅以外のものをいう。）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。		住宅地（常時居住の用に供する住宅で、集合住宅以外のものをいう。）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。	
区分	個別基準	区分	個別基準
環境	(1)～(10)（略）	環境	(1)～(10)（略）
施設	(1)～(7)（略）	施設	(1)～(7)（略）
防災	(1)～(11)（略）	防災	(1)～(11)（略）
道路	(1)～(7)（略）	道路	(1)～(7)（略）
その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(9)（略）	その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(9)（略）
2 集合住宅（マンション・共同住宅）		2 集合住宅（マンション・共同住宅）	
集合住宅（マンション・共同住宅）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の規模が、地上4階未満若しくは最		集合住宅（マンション・共同住宅）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の規模が、地上4階未満若しくは最	

現行		改正案	
低地盤面から13メートル未満又は延床面積が1,000平方メートル未満であり、定住を目的とするものについては、区分（その他）の（5）は適用しない。		低地盤面から13メートル未満又は延床面積が1,000平方メートル未満であり、定住を目的とするものについては、区分（その他）の（5）は適用しない。	
区分	個別基準	区分	個別基準
環境	(1)～(13) (略)	環境	(1)～(13) (略)
施設	(1)～(6) (略)	施設	(1)～(6) (略)
防災	(1)～(11) (略)	防災	(1)～(11) (略)
道路	(1)～(7) (略)	道路	(1)～(7) (略)
その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(11) (略)	その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(11) (略)
<p>3 工場・倉庫等</p> <p>工場、倉庫等の建設の用に供する土地利用事業は、原則として工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地及び農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく工業等導入地域並びに市の土地利用計画に基づく工場適地に立地することとし、その個別基準は次の表のとおりする。</p>		<p>3 工場・倉庫等</p> <p>工場、倉庫等の建設の用に供する土地利用事業は、原則として工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地及び農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく工業等導入地域並びに市の土地利用計画に基づく工場適地に立地することとし、その個別基準は次の表のとおりする。</p>	
区分	個別基準	区分	個別基準
環境	(1)～(12) (略)	環境	(1)～(12) (略)
施設	(1)～(8) (略)	施設	(1)～(8) (略)

現行		改正案	
防災	(1)～(11) (略)	防災	(1)～(11) (略)
道路	(1)～(8) (略)	道路	(1)～(8) (略)
その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(9) (略)	その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(9) (略)
4 駐車場・資材置場 駐車場及び資材置場の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。		4 駐車場・資材置場 駐車場及び資材置場の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。	
区分	個別基準	区分	個別基準
環境	(1)～(10) (略)	環境	(1)～(10) (略)
施設	(1)～(7) (略)	施設	(1)～(7) (略)
防災	(1)～(11) (略)	防災	(1)～(11) (略)
道路	(1)～(6) (略)	道路	(1)～(6) (略)
その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(6) (略)	その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(6) (略)
5	(略)	5	(略)

現行		改正案	
<p>6 太陽光発電施設・風力発電施設</p> <p>太陽光発電設備及び風力発電設備の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。なお、自然公園地域は第2種特別地域及び第3種特別地域の基準を準用するものとする。</p>		<p>6 太陽光発電施設・風力発電施設</p> <p>太陽光発電設備及び風力発電設備の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次の表のとおりとする。なお、自然公園地域は第2種特別地域及び第3種特別地域の基準を準用するものとする。</p>	
区分	個別基準	区分	個別基準
環境	(1)～(6) (略)	環境	(1)～(6) (略)
施設	(1)～(8) (略) (9) 都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術基準に適合したもので計画すること。	施設	(1)～(8) (略) (9) 都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成及び <u>特定盛土等規制法第13条</u> の規定による技術基準に適合したもので計画すること。
防災	(1)～(13) (略)	防災	(1)～(13) (略)
道路	(1)～(8) (略)	道路	(1)～(8) (略)
その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び <u>宅地造成等規制法第9条</u> の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(8) (略)	その他	(1) 前各項の個別基準欄に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第13条</u> の規定による技術的基準に適合したものであること。 (2)～(8) (略)
7 (略)		7 (略)	
第3 整備基準 (略)		第3 整備基準 (略)	